

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿
文部科学大臣 萩生田光一 殿

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）
会長 園山満也

学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書

このたび、新型コロナウイルス感染症対策のためとして、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業を要請する方針が2月27日に内閣総理大臣より示され、それを受けた通知が2月28日に文部科学省から出されました。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止は重要なことではありますが、急に学校が長期間にわたり休業になることは、子どもたちの生活のリズムを壊すことにつながり、障害のある子どもたちにはとりわけ大きな負担になると危惧されます。また、外出を避けて自宅で過ごすことは、障害のある子どもにとって大きなストレスになりかねません。また、障害のある子どもの保護者の心身のストレスの増大や、保護者の就労と子どものケアの両立が困難になることが懸念されます。

また、学校が臨時休業になることで障害のある子どもたちが放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブなどに通所するという状況については、新型コロナウイルス感染症防止という観点から見ても疑問があります。

今後において今回の一斉臨時休業要請の妥当性の検証がなされるようお願いするとともに、以下のことを緊急に要望いたします。

I 全体的要望

1. 臨時休業の期間や形態は地域や学校の実情を踏まえるべきものであることを周知してください。

2月28日の文部科学省通知においては、「臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません」とされています。このことの周知をしてください。

2. 障害のある子どもの「居場所」が確保されるようにしてください。

2月28日の文部科学省通知の7（障害のある幼児児童生徒に関するこ）においても、障害のある子どものなかには「保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられる」として、「幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと」とされています。

そして、「やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと」とされています。

また、「特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること」とされています。

このような通知の趣旨の周知をしてください。

既に臨時休業が決定された学校についても、通知の趣旨をふまえた再検討を促してください。

II 個別的要望

1. 子ども、保護者関連

(1) 支給日数についての柔軟な対応がなされるようにしてください。

学校の休業にともなって障害のある子どもが放課後等デイサービス事業所に通所する場合に、支給日数が不足する場合が生じることが考えられます。障害のある子どもが必要に応じて放課後等デイサービスに通えるよう、支給日数についての柔軟な対応（例えば、3月の利用日数がオーバーした場合の事後的な承認など）がなされるようにしてください。

(2) 利用調整が適切になされるようにしてください。

2月27日付け厚労省事務連絡（「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する放課後等デイサービス事業所等の対応について」）では、保護者が利用希望したものの、放課後等デイサービス事業所において利用調整が困難な場合には、「教育委員会又は学校長」が放課後等デイサービスの利用調整を行うという方向である旨記載されています。しかし、教育委員会や学校長は放課後等デイサービス事業所の実情を把握しておらず、利用調整を行うことは不可能です。また、都道府県の福祉部局においても、事業所の実情を把握していないため、利用調整は不可能、もしくは、不適切となる可能性が高いです。放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所が参加している地域の自立支援協議会等の協力をあおいだ上で利用調整をしてください。

2. 事業所運営関連

(1) 財政支援策について

①放課後等デイサービス事業所の開所を支えるための財政措置を行ってください。

放課後等デイサービス事業所は、その多くが財政的な困難を抱えていますが、学校が臨時休業するもとでも、障害のある子どもと家族のために最善を尽くすことになります。各事業所が財政面の心配をすることなく子どもたちの支援に

全力を注げるよう、臨時の財政措置を行ってください。

②放課後等デイサービス事業所の減収を補償するための財政措置、および万が一感染者が生じた場合の財政措置等を行ってください。

新型コロナウイルス感染症対策のために、やむを得ず休所する事業所、通所する子どもが減少した事業所などが財政的困難に陥ることのないよう、必要な財政措置を行ってください。万が一、各事業所に新型コロナウイルスの感染者（利用者である子ども、職員、保護者・家族）が生じた際には、感染者への治療等の対応は言うまでもありませんが、やむを得ず休所する事業所への休業補償（人件費、特別休暇、健康面での対応など）を行ってください。事業所の所在する都道府県・市区町村に対しては、休所する事業所への対応、指示を綿密に行うように指導してください。

（2）放課後等デイサービス事業所にアルコール消毒液やマスクを支給してください。

アルコール消毒液やマスクの入手が困難になっています。国・自治体の責任において、アルコール消毒液やマスクを用意し、それらを必要とする放課後等デイサービス事業所に支給してください。

（3）重心指定事業所への配慮

重心指定事業所は、看護師の配置、専門職の配置が必要です。看護師は常勤で雇用することが難しく、非常勤で補っている事業所が多くあります。看護師、専門職の配置が欠けたときに減算がされないことを徹底してください。

また、医療的ケアを必要とする子どもの家庭では、人が集まる場所である放課後等デイサービス事業所へ行くことを避けるという判断がなされることも予想されます。そうした場合に、事業所の運営が困難になる可能性が出てきます。その他にも、上記したようにマスク、消毒液などの衛生用品が手に入らないのは、医ケア児支援にとっては生命に関わるものです。重心指定事業所の特性に応じた支援策を策定してください。

なお、今後、学校の一斉臨時休業を要請するというような重大な決定をするにあたっては、障害のある子どもと家族への影響を十分に考慮し、関係者の意見の聴取を可能な限り行ってください。

以上